

**防災対策調査特別委員会**

**（平成24年7月24日）**

小林博次委員長

どうも、おはようございます。

ただいまから第14回防災対策調査特別委員会を始めます。

お手元に資料が14 1から14 3、3点。

14 1につきましては、前回の委員会のまとめでございます。これはまたご一読ください。

それで、資料14 2から、これは2回ほど続けて議論させていただきましたが、市民への情報伝達、地震が発生したときの伝達について、最終的にこんな格好になるということをもとめさせていただいて、そして、その次に、さまざまな用語の解説を裏面につけました。

それから、あと、防災システムの整備事業だとか、資料5 4、5 5で資料として配付したものをまたつけてありますので、できれば簡単に、またご説明だけいただいておりますが、まず、資料14 2、ご説明をいただきたいと思っております。

地震発生から地震情報の連絡をどうするかということについて、できれば、きょう、大体まとめておきたいのと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

吉川危機管理監

おはようございます。

危機管理監の吉川でございます。

冒頭少し、ちょっとご挨拶を兼ねて、あとで説明に移りたいと思うんですが、きょうは、ちょうど市長の記者会見の日になっておりまして、お手元にも配付させていただいているんですが、2件、危機管理監の案件として、まず、災害時の協力井戸ということで、ようやく既設井戸を利用させていただけるという、全国的にも利用しているところが多いんですが、主に、原則、生活用水ということで確保させていただくということで、登録制度を公表させていただく予定をしております。またよろしくお願ひいたします。

それから、あわせて、7月29日に行われます四日市市の地区防災組織の連絡協議会、こ

れについて、発足はしたんですが、式典等で具体的な今後の方向性といいますか、まとまって自主防災の取り組みをしていただいて、最終的には地域防災力の向上に努めていただく、この2点を発表させていただきます。またよろしくご支援のほどお願いをいたします。

それから、資料の説明に移るわけですが、今後、避難対策ということで議論が移っていくということでございますので、まだ中央防災会議の結果は出ておりませんが、発表はございませんが、作業部会等のいろいろな情報も入っておりまして、車による避難は禁止という部分が原則徒歩避難ということで、平野部の長距離の避難については、やはりどういうふうに使っていくかということも指摘をされてきております。

本市といたしましても、今後、避難については、広域の集団避難といいますか、いろいろな形態を早く検討していく必要もあるのかなと、この辺を感じているところでございますが、その辺はまたご審議を賜りたいと思います。ありがとうございます。

それでは、説明に移ります。

小林博次委員長

あわせて資料14 3についても説明ください。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

資料14 2についてご説明させていただきたいと思います。

資料14 2につきましては、先般の委員会の資料13 2、これをメインといたしまして、少し変更させていただいた部分についてご説明させていただきます。

ルートの中では、病院・診療所、このルートが抜けているということでございましたので、現状として医師会事務局を通じて、病院・診療所等にも連絡を入れるということで、この中にライン図示をさせていただいております。

それと、企業部分、一般企業ですね、この部分が抜けておりましたので、企業部分、一般企業とコンビナート企業ということで、今年度、新しくホットラインにM C A無線というものを活用するというところでございますので、これを入れさせていただきました。

それと、あと、この中で、実線につきましては現状、二重線、波線、これについては、今後の計画で設置していくという区分分けをさせていただいております。

それと、地区市民センターと楠総合支所、ここの体制としまして、有事の際には緊急分隊員4名が配備されるという項目を1点入れさせていただいております。

変更等については以上でございます。

続きまして、裏面でございますが、裏面のほうには、一応、ご存じのこととは思いますが、J - A L E R T、瞬時に人工衛星を用いた情報提供というシステムの説明を書かせていただいております。

それと、防災行政無線ということで、移動系の携帯型の無線と、現在、サイレンとかスピーカーを活用した住民の皆様方に状況を伝える固定系の防災行政無線、これにつきまして記載させていただいております。移動系については今年度更新予定であり、固定系については、今年度、実施設計を行いまして、平成25年、平成26年にかけて更新整備に当たるといった計画でございます。

それと、M C A、今回の移動系の防災行政無線、これがM C A方式をとるわけですが、マルチチャンネルアクセス方式ということで、M C A無線を持っている会社の基地局を利用して無線を活用するという方式でございます。

それと、緊急告知ラジオ、F Mラジオということで、これにつきましても、緊急事態のときに、スイッチがオフであっても強制的にオンに切りかえて、最大音量で情報を流すということでございますので、これにつきましても同報系、固定系の防災行政無線整備にあわせて、必要な箇所に配備していきたいと考えております。

最後になりますが、エリアメール、緊急速報メールということでございまして、緊急速報につきましては、このエリアメール、緊急速報メールにつきましては、一般のメールと違いまして、一斉に配信するものでありますので、メールが混在するとか、通信が受け入れられないとかいう状態には陥らないようなシステムになっているということでございます。

続きまして、参考資料、飛ばさせていただきまして、資料14 3の防災行政無線の設備の固定系の一覧表ということで、先般の委員会のほうで提出の要求がございましたので、提出をさせていただきます。

これにつきましては、一応、防災行政無線の今回の実施設計にかかわるところの電子サイレン、モーターサイレン等の設置場所について個々に書かせていただいております。一応、白丸が電子サイレンで、黒丸がモーターサイレンということで、電子サイレンにつき

ましては、電子音の少し小さな音がするものが電子サイレンになっておりまして、モーターサイレンにつきましては、ラッパ型の非常に大きな音の高音のサイレンモーター、これが設置されているところをごさいます、現在、市内に電子サイレンについては67カ所、モーターサイレンについては36カ所の設置となっております。詳細については、そこに記載のとおりの方所でごさいます。

以上でごさいます。

小林博次委員長

ついでに参考資料5 4、5 5 で出した要点だけ。

坂口参事兼危機管理室長

続きまして、参考資料の資料5 4 につきましてご説明させていただきます。

これにつきましては、本年度、配備を計画しております防災行政無線の移動系、先ほど言いましたM C A という方式の移動系の行政無線でごさいます、基地局並びに半固定、携帯型というようなことで分かれておりまして、この当初の動作調査には基地局、そして、地区市民センター、病院等の拠点となるようなところに半固定型、それと、ここには出ておりませんが、車両積載型、それと、携帯型ということで、各地区にこの半固定と携帯型を分けて配備を計画しております。276機、配備を予定しております。

以上でごさいます。

小林博次委員長

ありがとうございます。

矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でごさいます。

私のほうからは、参考資料、資料5 5 についてご説明をさせていただきます。

コンビナート事業所と消防本部との通信手段でごさいます。これにつきましては、従来、専用線及び119番通報で災害通報が入ってございました。東日本大震災を受けまして、有線系がダウンしたときの情報収集ということで、今年度、無線の整備をさせていただきます

す。これにつきましては、M C A無線を消防本部、消防指令センターに置きまして、あと、各コンビナート事業所にもM C A無線を購入していただきまして、有線系がダウンしたときには、こういったM C Aによる無線通報を構築するものでございます。

以上でございます。

小林博次委員長

ありがとうございます。

防災行政無線の一覧表、これは早川委員だったね、この前。よろしいか。

そうすると、資料14 2で、市民への情報伝達のうち、議会への連絡はどんなふう到现在なっているんですかね。この前、警報が来たときに、あなた方は知っていたけど、我々は知らなかったの、携帯電話は持ち込みが禁止されているわけで、我々は。でも、察知していて、私にも来ていたんだけど。市民の苦情は、有事の際に一番我々に非難がくるので、入口でその辺をきちっとしておかないと。現状どうなっているのかね。

坂口参事兼危機管理室長

議員の皆さん方には議会事務局を通じて連絡は入れていただくようなシステムになっているはずでございます。携帯電話とか、個別は別としまして。

小林博次委員長

議会事務局にどうやって連絡が行くことになっているのか。夜中にはいないと思うんだけど。

坂口参事兼危機管理室長

夜間の専用携帯電話、危機管理室のほうに知らせていただいておりますので、議会事務局長、議事課長、こちらのほうへ連絡を緊急の場合は入れるようになっております。

小林博次委員長

それも表記しておく必要があるかな、ここには。

大体これが完成品で、あとは文章としてまとめていく作業がまだずっと後に出てくるん

ですけれども、そのときにまた足りない点があれば挿入したいなと思っておりますけど、一応、市民への情報伝達としてはこんな感じで流していこうかなと。そんなことでよろしいですか。

中村久雄委員

資料14 2ですけれども、コンビナート企業とのホットラインのMCA無線で、今、説明を聞いていたら、地区市民センターに配備されている、これから指定避難所にも配備しようとする移動系の防災無線というのは、これもMCAと同じものですか。

坂口参事兼危機管理室長

今年度配備します携帯系につきましては、MCAを発注します。

中村久雄委員

同じものですね。

坂口参事兼危機管理室長

方式は同じでございます。

中村久雄委員

そうしたら、言葉が同じだったら同じに書いたほうが、もうホットラインで来るよといったほうがわかりやすいのかなということを感じますので、またその辺もご議論ください。

あと、もう一つ聞きたいのは、地区市民センターでは月に1回無線連絡の訓練をやっていきますけれども、コンビナート企業とはどういう伝達の訓練、このMCAの確認はどういうふうに行っているか確認させてください。

矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

まず、先ほどの危機管理室長の答えの中で、コンビナート事業所に今年度配備するホットライン、MCA、地区市民センターに配備する移動系MCAというのは、MCA無線を

ともに使用しますが、相互通話はできません。グループが別になっておりまして、相互通話ができない状況になっております。別システムとして考えていただきたいと思います。

それと、ホットラインの一斉通話の訓練のほうでございますけど、現状、専用線でございます。これは週1回、指令センターのほうから一斉通信を行って、呼び戻しをして、回線の通話状況の確認をしております。これにつきましては、MCAに切りかわった状態でもそういった通報を訓練していく予定でございます。

小林博次委員長

ほかにありますか。

小川政人委員

この前も言ったんだけど、消防分署も消防署も何の役割もないのかなということなんだけどね。消防本部から消防分団へ行くんだけど、地区市民センターへ行くだけじゃないですか。消防署はずっと24時間いるのにもかかわらず、何の役割も果たそうとしない、する気がないのか。

大事なことだと思うんだけど、この前も言ったように、夜だったらどこの地域を消防署なり消防分団がどの地区市民センターのかわりをするんだということを地域分けしているのかなと、その辺のこともされていると思っているけれども。それは大事なんだけど、あれだけ言ったけど、何らこの図面には出てきていないので。

矢田消防救急課長

消防救急課長矢田でございます。

消防本部、四日市市の災害対策本部の同じ欄の下段に消防本部、警防本部とございます。この部分について、図のほうでは割愛してはございますけれども、ここで消防署というものが含まれているところでございます。

以上でございます。

小川政人委員

そんなのおかしいじゃないか。そうしたら、四日市市災害対策本部というのは本庁にあ



って、それから地区市民センターへ行っているだろう。これも含まれていると言ったら、含まれていますよねという世界になってしまうで。そういうところで……。

矢田消防救急課長

消防救急課長矢田でございます。

指摘のとおりでございます。消防本部、警防本部でございますけれども、その下に消防署現地本部というのを明記させていただいて、消防分団との連絡の間に入れさせていただきます。また修正させていただきます。

小川政人委員

だから、会議に何回も出席していても言うことを聞いていないのだろう、人の言うことは。地区市民センターが機能しないときにどうやって自治会とかと連絡をするんだということを前々回に言っているわけなので、そうすると、地区市民センターが休みのとき、無人のときに、かわって消防署なり消防分署がどこの担当、地区市民センターなら三つかそこら、一つの消防署で抱えないといけないと思うんだけど、その役割を果たさなければならぬじゃないですか。その連絡網もつくっていなかったら、何の効果もありませんよ。だから、そこをどうやって訓練、日ごろの訓練も含めて、そういう地区市民センターが休みのときに消防署がかわりをしてもらわなければならないので、その担当自治会をどういう連絡網をとっているかということはきちっとやっておかないと、いざというときには間に合いませんよ。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

ご指摘のところ、本当に消防本部は、固定系のパンザマストにしましてもそうなんです。サブ機能を夜間、緊急時は果たしていただくということでやっております。システム的にはなっております。

ただ、今言われました地区市民センターの代替をするという部分では、なかなかその辺が、実際には臨機応変にやるわけなんです。明確に、その辺、地域防災計画とのかかわりが規定してございません。その辺は、今後の課題という部分もあるんですが、それが今

できないのかということ、やっていただくわけですし、もちろん、地域にかかわる部分では消防団の協力を得て、広報活動ももちろんですけども、情報伝達をさせていただく、そんな機能でございますので、もう少しご指摘のとおり、連携とかシステムを明確にするという必要性があるということで、見直しの大きな部分だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

小川政人委員

図式化はされておらないけど、いざというときにはやれるようになっているというんだったら、そのとおり書いたらいいだけの話であって、普段やれるようになっているんだたら、なっているとおりに図式化して説明すればそれだけの話だ。やっていないから言っているだけの話と違うのか。そうとしか考えられないけれども。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川です。

ちょっと申し訳ないです。言葉足らずのところがありました、細かい、今ご指摘のありました、どの自治会をどうという集約の部分は規定にはないんですが、地域防災計画の中には、当然、消防署を通じて、市民等への通信連絡の系統図には入れておりますので、資料のほうにも、今回の資料14 2には抜けておりますが、地域防災の部分には入っておりますので、申しわけございません。ちょっと言葉足らずでした。

以上です。

小林博次委員長

そうしたら、後で、バックアップ体制についても図の中に記入していただいておりますか。それをそんなふうに訂正します。

小川政人委員

それと、だから、今、区割りもしていない。どの消防署がどの行政区の担当だということとを分けていないという話をしたけど、それっておかしいのと違う。それはきちっと分け

ておかないと。そうしたら、消防が地区市民センターの行政区の行事に出ていくときに、分かっているじゃないか、ちゃんとしているだろう。富洲原地区にも北消防署の人たちが来てくれるときがあるので、それは担当範囲ってわかっていると思うんだけど。

吉川危機管理監

大変済みません。言葉足らずなもので恐縮なんですけど、行政区といいますか、今申し上げましたのは、地区市民センター割という部分もあったので、大変恐縮なんですけど、その部分は消防署の管轄区域、分署の管轄区域として、ご指摘のとおり、ちゃんと決めておりますので、それに基づいて消防署が動くということになると思います。大変言葉足らずで恐縮です。失礼しました。

小林博次委員長

そのあたりはまた解説の中へ追加していただきましょうかね。小川委員、よろしいか。

野呂泰治委員

ちょっと関連ですけど、地区市民センターに、地震のときもそうなんですけど、いろんな大雨とか、災害のときに、第一次警戒体制とか、第二次とか第三次にあって、それぞれ職員というか、その方が来てもらいますよね。その方たちの役割分担というのは、ただ単に配置しているだけと。第一次の場合は1人だけになっているんですわ。その辺が何か明文化されているんですか。これは、全庁的に。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

先ほどの地区の職員の配置につきまして、その任務分担等につきましては、四日市市の災害対策本部地区分隊活動マニュアル、これによって地区分隊の役割等については記載されております。

野呂泰治委員

マニュアルどおり記載されていると言われますけれども、そこへ行かれる方が常時そこ

に住んでみえる方とか、あるいは、また、応援体制で行かれる方もみえるわけですね。その方たちはその地区の地理とか、いろんな川がどこにあるとか、橋がどうか、道がどうかと、細かいそういった地区の内容というのは、わかってみえる方が行ってみえるのか、男性も女性もおりますもので、その辺、ある面ではどうなっているのかなというのが少し不安めいたことがありましたので、ちょっとお尋ねいたします。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

一応、こちらのほうというか、あれでは、その地区に最寄りの職員を地区の分隊員として配置をさせていただいているということなんですが。

野呂泰治委員

もう最後にしますけど、地区の方が、そうやって若い方も、いろんな男性も女性もきてもらう場合があるんですけども、その方たちは正直言って、地区の行事にほとんど出てみえないのよ。運動会とか、あるいはいろんな文化祭とか。そういったことも、僕は職員も、私は四日市市役所の人ですと、何かあったら、いろんなことで連絡をしますということで、そういうことも含めて、これは市民にいかにか情報伝達するかということですから、そういうことは大事だと思いますので、やっぱりよく考えてやってもらいたい、こんなふうに思いますね。お考えがあったら聞かせてください。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

地区の行事に対しましては、職員は積極的に参加するようという事で通知等も出させていただいて、うちではないですが、出させていただきまして、なるべくそういうところに参加して、防災訓練も控えてございますので、いざというときのコミュニケーションというんですか、ふだんから顔を合わせている関係をなるべく地区とつくって、いざというときにもそういうことで役に立てるように、そういうことで出るようという事で推進は図っております。

以上です。

森 康哲委員

参考資料の5 5 なんですけれども、コンビナート事業所、37事業所に必要数を設置、これは事業所負担で設置を考えてみえますか。

矢田消防救急課長

消防救急課長矢田でございます。

これは事業所負担で設置でございます。というのも、現在も、専用線につきましても事業所負担での設置でございます。

森 康哲委員

この37事業所のリストと、設置数。1個幾らぐらいするものなのか。例えば、受令機みたいなものなのか、送受信ができるちゃんとした無線機なのか、教えてください。

矢田消防救急課長

37事業所で、設置数は大体40から43個と聞いておりますけれども、またその辺は表で次回示させていただきます。

設置するシステムにつきましては、前面の資料、5 4を見ていただきまして、およそこの携帯型となっておりますが、こういった携帯型が設置される予定でございます。

以上でございます。

森 康哲委員

この携帯型というのは送受信ができるのかできないのか、または、幾らぐらいするものなのか。

矢田消防救急課長

消防救急課長矢田でございます。

この携帯型につきましては、送信、受信ともにできるものでございまして、金額につきましても、1台20万円から30万円と思っておりますけれども、これにつきましても、次回、お示

しをさせていただきます。

森 康哲委員

そうすると、その20万円か30万円する送受信型の携帯型の無線機を、その37事業所は平成24年10月までに配備することで了解を得ているということによろしいでしょうか。

矢田消防救急課長

消防救急課長矢田でございます。

整備につきましては、コンビナート事業所のほう、現在、ホットラインを結んでいるところにつきましても、説明会を開きまして了解を得ているところでございます。

以上でございます。

森 康哲委員

この37事業所以外に、もし、私のところもこれを設置したいわという場合は、その辺のガイドラインというか、設置要項みたいなものはあるのでしょうか。

矢田消防救急課長

消防救急課長矢田でございます。

現在、専用線を結んでいるところの事業所、このような事業所というところを主にしておりますので、このコンビナート事業所以外のところでのガイドラインは今のところございません。

以上でございます。

小林博次委員長

ちょっとわかりにくかったけど。

矢田消防救急課長

コンビナート事業所の37事業所以外の設置についてのガイドラインというのは現在ございません。

それと、もう一点は、この事業所以外とホットラインを結ぶというのは、今のところ計画にはございません。

以上でございます。

森 康哲委員

この37事業所というのはどこかちょっとわからないのであれなんですけれども、コンビナート事業所は全て網羅されているんですか、この37事業所の中に。漏れているところはないんですか。

矢田消防救急課長

コンビナート事業所としては漏れているところはございません。この部分についてもリストを次回お示しさせていただきます。

小林博次委員長

よろしいか。

市民への情報伝達は、実は、その次の避難についての項とダブる面もあるかと思imasるので、とりあえずこの程度でこの項については終わって、避難についてという項に議論を移していきたいと思imas。

何でそんなことを言っているかという、例えば地区市民センターも昼ばかりではなくて夜もある。そうすると、夜、どんな体制をとってどうやって連絡するのかというようなことなんかは、恐らく一番情報伝達とのかかわりが出てくるかというふうに思imasので、そういうことを含めた論議になるかと思imasから、避難についてということで議論をしながら深めていきたいなと、こんなことでござimas。

そんなことでよろしいですかね。

(異議なし)

小林博次委員長

では、そんなふうに避難のほうに移らせていただきます。

忌憚のない意見を出してください。

地区市民センターの夜間の体制の中で、緊急事態が発生したときの体制ですね。そこら辺についてご説明をいただけますか。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

災害対応ということで、危機管理の対応につきましては、まず、市といたしましては、警戒初動というような体制、続きまして、第一次警戒、第二次警戒、第三次警戒、そして非常体制というような警戒体制として、四つの区分分けをしまして、気象情報、または地震等の内容によりまして、体制を区分させていただきます。一応、その中で必要人員の割り振り等についても、一次の場合は、この部局については3分の1の人員を配置せよとか、そういうことを活動マニュアルの中で明記させていただきます。それで体制を整えているというところでございます。

以上です。

小林博次委員長

ちょっとわかりにくいので、だから、災害が起こって避難を始めるわけだね。そのときから地区市民センターなり、初期の段階は災害対策本部から直接地震が起きたよということを知らせてもらうということで、今、論議してきましたね。その次からは、今度は地区市民センターを軸にどうしろという指示が行くわけです。

そうすると、その地区市民センターの体制がきちんととられていくということが大事なので、その体制について、例えば何分ぐらいでその体制ができるのか、どうやって考えているのかということがよくわからない。どんな体制をつくるかというのは資料7-4でも出していただいたんですけども、だから、そのあたりも含めて説明いただけませんか。それで、本当にそういう体制になるのかどうか、ここところが実は議論の大事な部分になるのではないかと思うので。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室の内系です。



各地区市民センターの配備体制に入る方法についてご説明させていただきます。

先ほど危機管理室長が説明させてもらったように、警戒体制としては、初動、一次、二次、三次、非常という体制になります。特に震度5強以上の地震になった場合は、自動で非常体制になるといった形になっております。

そういった中で、市としては、災害対策の活動要領というものをつくってありまして、加えて、各地区市民センターには地区市民センター専用のマニュアルが整備をされております。そういった中で、初動の場合は何人、一次の場合は何人という形で、マニュアル等でも誰がどの体制で出るという形で決まっているんですが、一般的に大きな地震と言われる震度5強以上の地震になった場合は全員参集という形に地区市民センターはなっております。

地区市民センターにつきましては、各地区、先ほども説明させていただきましたが、近隣の住民が緊急分隊員として4名配備をされてありまして、4名につきましては、非常体制では必ず地区市民センターのほうへ行くというような体制になっております。ですので、地区市民センターの職員については、当然、近隣に住んでいない方もみえますので、後になる可能性もあるといったこともありまして、近隣の住民である4名については自動的に地区市民センターに行くという形の体制を現在とっております。

ですので、近隣、近くに住んでいる住民という形ですので、近くに当然、家にいたりすればすぐに数分で来れるという形の体制は現在とっているということなのです。

以上です。

#### 小川政人委員

通常の大雨とか台風はいいんだけど、震度5以上の地震が起きたときに、もう即、非常体制なんだよな。そういうときにどういう。例えば富洲原地区市民センターの館長でいくと、笹川地区かそこらに住んでいるんだよな。来れないわ。大災害と想定されるような大地震が起こったときにね。そうすると、その近隣の4名の人たちがもし近くにいて地区市民センターに詰めるとしたときに、誰が指揮するのかというのは決まっているのかな。そういう体制はきちっと、4名で誰が指揮をして、どういう命令系統で動かしていくのだということはどうなっているか。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室内系です。

一般的には、各地区市民センターの緊急分隊員というのは、連続勤務というのなかなか難しいというところもありまして、それは風水害をベースとしているんですが、大体2チームに分けておりまして、ですので、2名、2名。そのうちの1人がリーダーという形をとっております。ですので、そのリーダーのほうの指示にという形のことは、風水害が出る機会が一番多いですので、そこをベースとしまして、当然、各地区の防災訓練なんかにも出ていただくというような形をとっていて、指導のほう、そういうような形の体制は現在一応とらせてはもらっております。

以上です。

小川政人委員

2名のうち1名がリーダーになるということはわかっているということなんだけど、内部的にわかっているだけで、では自治会とか、いろんなものが地区市民センターに寄ってきたときに、館長がいないときはこの人の指揮のもとに動いてくださいよという部分が自治会の人たちにもわかっているのかな。あんたらだけがリーダーがいると言っているだけで、僕らもわからないので、どの人がリーダーなのか。そういう部分をきちっとしておかないと、市の職員だけに命令するわけじゃないから。あくまで自主防災なり自治会長なりに全て指揮していかないといけないわけだから、そういう部分の指揮権というものをちゃんと持たせて、それから、周知をさせておくということは大事なことなのでね。そこはきちっとしておかないと。多分、年の若い人たちがリーダーになって、自治会長を動かしていかないとならないので、そこはきちっとみんなにわかるようにして、災害のときはこの人の指揮のもとに動くという。館長が来ればいいけど、来るまでの間は、そういうことをきちっと周知させておかないといけない。

それから、そういうように、防災訓練のときも、その人たちは見ているだけではなくて、そういう役割もしないとならないのだよという考え方のもとに防災訓練なりをしておかないといけないと思っているんだけど、その辺もちゃんと頭の中に入れて、防災訓練等もやってほしいなと思う。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

今、緊急分隊員が入って、地区で防災訓練をしているところもあるんですが、完全に徹底していないということもございますので、ご指摘のとおり、本来の指揮者が来るまでは暫定的に頑張ってくださいという部分もありますので、顔の見えるような訓練計画といたしますか、そんなものも含めまして、徹底をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小林博次委員長

現実問題、例えば夜中に地震があって、初動体制がとられて、地区市民センターが機能するというのに、どのぐらいの時間がかかるわけ。そのところをきちんとしておかないと、30分も待たされたというのじゃ話にならないので。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

先ほどもお答えしました緊急分隊員が区内ということですので、不在の場合もあるかわかりませんが、実質10分、ここも、災害対策本部もそうなんですが、この近隣の緊急分隊員がかけつけるということですので、少なくとも10分、15分以内にはかけつけていただくということを目安にしておりますので、ただ、その体制だけでは弱いということで、緊急分隊員をさらに増強するとか、今後、対策をとっていく必要もあると思っておりますし、それから、ちょっと今、まだ本当に構想の中だけですけれども、地区の防災組織がかけつけていただいて、来ている緊急分隊員と現地の対策本部をつくるわけですけれども、その中には地区防災組織の方も入っていただいて、できるだけ増強するということになっておりますが、できれば、検討しておりますのは、市職員のOBの活用であるとか、これはOB会のほうにもお願いをしていくわけですが、そういった、消防でもそういう活動をやっておりますので、できれば市職員も現地の地域活動に参加していただいているOB先輩方もございますので、そういう活動も含めてお願いをしていきたいなと思っております。

以上です。

村山繁生委員

ちょっと関連で。

非常体制の場合は緊急分隊員が地区市民センターへ詰めるということですがけれども、大雨とか、そんなのは、地区市民センターへ避難しますけれども、例えば橋北地区の場合でも、地区市民センターが津波避難所にはなっていないわけですよ。指定避難所にね。そういう場合、指定避難所は小中学校ですけれども、それは、前にそういった議論があったと思うんですけれども、ちょっと重複したらごめんなさい。小中学校の津波指定避難所の場合は、誰が先にそこに詰めてもらうわけですか。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室内系です。

現在のところは、避難というところは、うちのほうの地区市民センターの緊急分隊員の体制としては、まずは地区市民センターのほうが地域の防災拠点となるという感じで、そこにいろんな情報が集まる、まずその機能の強化をというところがありまして、そのほうへの人員配置のほうを今進めております。

今、言われましたように、当然、津波避難ビルなんかには避難するような方もたくさんみえると思うんですが、現在のところは、地域での津波の避難訓練の中で、そこへ避難していくというのは、そこで何かを運営するというよりは、まずは命を守るためにそこへ行っていただくということが優先というところもありまして、現在のところ、そこへ職員を配置というようなところについては、配備計画としてはなっていないような状況であります。

以上です。

村山繁生委員

その小中学校の場合は、どうやって開けるのか。

内系危機管理室室付主幹

本当に有事の場合はガラスを割ってということはあるんですが、一般的に鍵を預けている、小中学校というところについては、教育委員会のほうで、余りセキュリティー的にオ

ーブンにはなっていないですが、有事のときに開けていただくという鍵を持っておられる方、非常時の鍵を預かってもらっている方ということをご各学校ごとに決めていただいております。そのリストは危機管理室のほうにもいただいております。ただ、その方が100%、24時間そこにいるというわけではないもので、有事のときは、仕方のないときはガラスを割って入るといった形にはなるとは思うんですが、一応、各学校ごとに鍵を持っておられる方というのは教育委員会のほうでも決めていただいております。

村山繁生委員

鍵を預かってもらっていることは私も知っておりますけれども、鍵を預かってもらっている人が緊急のとき、あなたの場合はこうしてくれというふうなきちとした連携はとれているんですね。

内系危機管理室室付主幹

鍵という大事なものをその方にお預けいただいているという形ですので、こういったときに使うのだという形のことについては、教育委員会のほうからその鍵を預かっている方にお話をしてもらっていることは聞いております。

以上です。

村山繁生委員

わかりました。

それと、もう一つ、避難所は、やはり、前も議論があったと思うんですけど、ややこしいんですね。いまだに、津波も何でも地区市民センターへ行けばいいのだと思っている人もみえますし、だから、一次避難所、二次避難所と言っていると、どここの地区はどこどこへ必ず、津波の場合はそこへ行けという、何かそういうきちとしたもの、それは各地区でやっぱりやらなきゃだめなんですかね。どの地区はどこへ、津波の場合。何でも地区市民センターへ行く人も結構みえると思うんですよ。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室内系です。

おっしゃるとおり、避難所という形と、津波に対して避難するような場所、要は、命を守るために逃げるような場所というのは違う、特に橋北地区なんかは2階建てという形で、ここよりは学校のほうがいいという形の説明のほうは、我々も津波避難マップなんかにもさせていただいております。

ただ、ことしの地域防災計画の見直しの中でも、きっちり避難する場所ごと、避難所、特に風水害とか地震、津波、いろいろやっぱりパターンで逃げる場所が違ってくるといふふうに思っておりますので、その明確な区分けとか、今も指定避難所、緊急避難所という言い方をしているんですが、その言葉的なものの使い方とか、実際、どこへ避難したらいいのかというところについては、はっきりさせていかなければいけないなというふうな形で、現在、進めていくような状況であります。

ただ、こちらのほう、もう一つ、一方では、住民の方にきっちり、どこへ避難するのかということを理解していただくということもありますので、言葉的なとか、物的な整備については、当然、こちらのほうで進めていくんですが、あわせて地区の方とか、自主防災組織が避難訓練をするときなんかには、一方的にこちらが決めるとなると、そこへ行けない場合もありますので、いろんなパターンを考えながら詰めていくというような作業を、地区の自主防災組織なんかからもお声をいただいたときなんかは、僕らも出て行って、相談等もさせてもらって進めていく。要は、そのソフト部分が一番重要だと思っておりますので、そのところを、ことし、来年かけて積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

#### 森 康哲委員

今の地域の自主防災組織の訓練なんですけれども、この間、羽津地区で地区防災組織の訓練のあり様について議論がされたんですけど、僕がびっくりしたのは、今回の9月の地区の避難訓練は、津波避難ビルや指定避難所を無視して、例えば沿岸部の自治会であっても、全ての単位自治会の避難民は羽津中学校へ集合せよと。要救護者、自分で歩けない人はリヤカーに乗せて羽津中学校まで来いと。そういう計画を発表されておりました。

自主性に任せると今、言いましたけれども、こんなむちゃくちゃなことをやらせて、それは自主性なんだと言われても、これはちょっといかがかなと思うんですが、その辺、どこまで勝手にやれというのか、ある程度、こういうふうな線路を引いておいて、選択肢を

与えてやっていただくのか、その辺、ちょっと聞かせていただきたいと思いますけれども。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室内系です。

羽津地区につきましては、羽津中学校のほうへ全員避難という形の訓練をとられるという形で、今、お話をいただいております。実際、避難訓練につきましては当然、危機管理室としては、一番というのは高台避難という形で考えている中で、羽津地区としては、羽津小学校は、津波避難マップでいう赤ラインの5mをちょうど超えたところという形で、なるべく高くという形で羽津中学校を設定してもらっているものだと思います。

危機管理室としましても、基本的には高台避難という形でお話はさせてはもらっているんですが、おっしゃるとおり、どうしても逃げられない方がいる場合は、それ以外の高いところとして、津波避難ビルであるとか、それ以外の高いようなところも、地区によってはある。それが我々行政からのお仕着せではなくて、ある程度、地域で、どこが高いところなのでいいのだという形でお話をさせてもらっている。そういった意味での自主性のほうはお話をさせてもらってはいるんですが、今、ちょっと羽津地区のほうは、白須賀地区とか、そんなところから、本当に逃げられるのかどうかということも含めて、また一度、こちらのほうからもお話をさせてもらいたいと思います。

ただ、実際、一度、訓練をしてみて、逃げられないということを加えて検証して、手前のほうに持ってくるという訓練の仕方もありますので、詳細な訓練の仕方等について、羽津地区のほう、まだつかんでいないところがありますので、やり方等については、一度お話をさせてもらって、どういう意図があるのだということについては、こちら情報をつかんでいなかったところもありますので、申しわけありませんけど、再度確認させてもらって、こちらのほうもアドバイスできるところは積極的にアドバイスしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

森 康哲委員

一度やってみてと言いますけれども、今まで毎年訓練をしている中で、ここへ逃げなさいというふうに、もう刷り込まれているんですね。近所の高いところへ、とりあえずここへ逃げてくださいと。お年寄りの方は、もうそこへ行くんですわ。今回、それをまた変更

するという事は、一回やってみるということ、ものすごく混乱を招くと思うんですわ。こういう意見も出たんですけれども、なかなか議論が紛糾してしまって、途中で、また今度という話になってしまったので。

それと、先週なんですけれども、同じ羽津地区で、三重大学の川口准教授にきてもらって、防災の講話をしていただいたんです。その中でも、みんなはとりあえず高いところに逃げないといけないのだという話もされて、ちょっとこれは過激だなと思ったんですけれども、死んでもいいシール、これをつくれと。それは何ですかという、死んでもいいシール。助けていないということなんですわ。二次被害を防ぐためにそういうものをつくったらどうだと。これは後で、ちょっと過激だったから、これは冗談の範囲ですけれどもと言われましたけれども、だけど、そういう考え方も学者の方から話が出るということは、やっぱり大震災のときにでも、消防団員が避難誘導のときにでも二百何十名亡くなっているということもあってのことだと思うんです。その辺も、避難する際の誘導する人たちの安全の確保も考えないといけないのかなと。自治会長もしかり、防災隊長もしかり。その辺、ちょっと避難に際しての防災リーダー的な人たちへの安全確保も考えた防災計画というのはどこまで考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

#### 吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

避難につきましては、確かに、今、ご指摘のとおり、津波避難ビルも105棟に達しておりますが、実際にそこへの地区がどう逃げるんだということもはっきり決められていないというか、まだまだそれも決めていく必要があると思いますし、それから、地区の遠く、高くというのも、先ほどちょっと冒頭でも申し上げましたけれども、逃げられない方を、津波でんごではないんですが、東日本の例というのは、あれは本当に大きな教訓として残されたものであって、四日市市の場合は、1時間以上のタイムラグがあると。それを使って、消防団員の方もそうですけれども、緊急に逃げる場所を確保した上で、何分間活動をして、そして逃げるという、そういう目安といいますか、それから、自治会単位で目標を決めていただくとか、災害時要援護者をどう、車も活用するとか、それから、警察等の援助もいて、1時間ということ、各消防署、それから警察、拠点から出て、避難路を確保すれば、例えば中央通りであるとか、確保できるはずなんですわ。そういうところを



使って一番弱い方を避難させるとか、これは本当に地域防災計画の中で決めていきたいというふうに考えておりますので、避難ビルの避難の範囲、それから、避難所、指定避難所ですが、これは避難所と一括して、最初に逃げる場所を決めていただくとか、これが最初の逃げる場所、それから、逃げおくれた場合は一時的に津波避難所に逃げるとか、そういうところはやはり地域防災計画で決めておいて、その上で自主的にその都度の臨機応変の判断をしてもらうと。そんな規定の仕方をやはり最低限つくっていきたいと思っておりますので、今現在、まだまだ津波避難ビルの限界のところがございますけれども、早急にその部分から始めていきたいなと思っておりますので、それによって、避難の人数も確定し、10万人余りみえるわけですけれども、それで足りない場合はやはり施設が要る、あるいは、広域集団避難が要るというふうな、そういう規定をしていきたいと思っておりますので、今、テーブルとしてはそういう形をとっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### 森 康哲委員

それでは全然だめだと思います。やっぱり具体的に防災隊長や、せめて自治会長、役員ぐらいまでは、避難誘導をその町内でどこまでやるのか。周知をどこまでするのか。時間をはかってでもやるべきだと思います、それは。ここまででみんなを連れて逃げようじゃないかということの線引きをちゃんとして、それで逃げおくれた方は近くの津波避難ビル、高台のところへ避難していただく。その辺をきっちりしておかないと、いつまでも、あそこにたしかいたはずだ、あの人はどうなったんだと、大混乱が多分、ところどころ、地区地区で起こっておると思うんですよ。その辺、きちっとまとめて、それを生かした訓練をしていかないと、なかなか前に進みづらいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

#### 吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

それはもう本当にご指摘のとおりなので、ちょっと言葉足らずのところもございましたけれども、ちょうど11月には、楠地区で津波避難の訓練を地区全体で行っていただきますし、各地区でも津波避難の訓練を企画してみえるということでございますので、特に訓練

計画の中でも、ある程度、今ご指摘いただいた部分も反映していただけるような、我々も入って、モデルとなるような、そういう部分も含めて取り組んでみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小林博次委員長

こちらでちょうど10分ほど休憩させてもらって、次に進みたいと思いますので、よろしく。11時12分ぐらいまでかな。

11:02 休憩

11:16 再開

小林博次委員長

それでは、再開します。

山本里香委員

今、個別の避難の仕方とか、そういうものは、本当に市内全域、個々に特性もあるし、それから、被害の内容というか、災害の内容についてもすごく違うので、本当に臨機も要るし、指示をする人は大変だと思うんですが、今、心配されたことは、各小さな自治体、自治会、自治会ごとでマニュアルも、こういう場合は、ああいう場合はというのを今つくってみているところがふえてきていると思うんですね。だから、それを地域の中で浸透させることや、そういうことで、もう全部、例えば危機管理室が全てのことを賄うことはできないので、やっぱりその地域、地域で、自治会、自治会で詰めていって、こういう場合は、ああいう場合はと、最近の防災訓練なんかは地震にシフトしているけれども、今回は津波の対策ですけれども、そうじゃないときはこうですよという話を防災訓練に出てみえた方たちにはいつも話はされると思うんですよ。

問題は、防災訓練に出てみえないところなんだけど、マニュアルなどをつくって、地域で浸透するように頑張っていかれていると思います。だから、そのことを推進することに

力を注ぐ、そのことだと思って、全部掌握をしようとか、そういうことはもうとても無理なことなんだと思うんですね。逃げるということや身を守るということ、もちろん自分たちもそのように地域でやっていける力をつけていくということが、まず何より一番だと思うんです。

ただ、避難をするときに、先ほど車の話が出ましたね。車で逃げること、1時間ほどあるからということの中で。でも、これも1時間あると思込んでしまったら、東日本大震災の経験でいくと思込みがいけないということにはなると思うんですが、車で逃げることも、平地が大きいので必要かとも思うんですが、今回の東日本の震災のときに、車で逃げて、避難所に駐車をして、建物に入って、その車で火災を起こした部分というのが、今回、津波火災の中で大きく問題になったし、気仙沼市なんかのタンクからの流出による火災で、避難所自体が危なかったという、燃えたというところが幾力所か出ています。それは特にコンビナートを抱えているので、とても地域の方は不安に思ってみえるのがいつも指摘をされるわけですけども、避難所の検討でどうにもならないところがあるわけですよ。自分たちが地域でマニュアルを細かくつくってもとても大変なところがあると思うんですけども、そのところを、それは行政としてどうしていくかということをしていないといけないことだと思ってるんですが、この避難所についてということになると。

一般的なおところでは、津波避難ビルであるとか、高いところへであるとか、そういうことである程度いけるんですけども、でも、本当にそういうものがないとか。そのことについてはどういうふうに取り組む、これは行政が取り組んでいかないといけないと思うんですよ、コンビナートのことも含めね。どう考えていきますか。今の避難所で安全なのかということところは幾力所か大きくあると思うんです。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

先ほど言われました委員からの今後の避難所の進め方につきまして、行政といたしまして、避難することが非常に困難な場所、こういうところについて行政がどのような対策を立てるかということと、車両での避難という問題も提示されました。少し危機管理室で考えているのは、東日本大震災から、車両避難につきましては、要援護者とか、そういう方を優先的なバス等の指定をさせておいて避難させるということも一つの手ではないかとい

うことで、それを今やるというわけではないんですけれども、一つの方策としてそういうことも考えておりますということで。

それと、今、いろんなところで、地区で避難訓練をやっていただきまして、避難所に逃げたりしながら、検証という形で各地区もある程度やっていただいている地区も多くございまして、実際に自分らが逃げるところまでどれぐらいで行けるんだと。何人の方を支援しながら搬送するには何分でどこまで行けるとかいう検証をやっていただいております。その結果に基づいて、非常に困難な場所も出てくるかと思いますので、そういうところ辺も含めた中で、津波に対しましては津波避難施設等の検討ということで、専門家等も含めた中で、どうしても避難ができないというような場所とか、そういうところ辺について、今年度検討していく予定でございます。

以上でございます。

#### 山本里香委員

困難なところについては早急に進めていかないといけないことだと思うんですが、津波避難タワーの話なども出ていますけれども、石油、オイルタンクが破壊されて、オイルが燃えながら迫ってきたら、もう沿岸地域の津波避難タワーであっても何ともしようがないわけですね。そういうようなことがあったり、車が、結局、金属と金属の衝突で発火してガソリンに引火をすとかいうことの中で、本当に長い距離を逃げるのは車でないといけないという概念がどうしてもあるわけなんです、そのところをどういうふうを考えて、そういうことは指示をしないといけないと思うんですわ、市民にね。そういう基本的なところで、指示をしないと、せっかく逃げた命がそれでまた奪われるということになってしまうので、困難地域に対する、困難場所に対する対応は本当にこれ、四日市市の場合、何ともしがたいことがあると思うんですね。それはきちんと答えてもらえないと思うので、ここではなんですが、それこそ知恵を絞ってというか、しないといけない第一のことで、いくら外壁で危険なものを囲んでも、断層が揺れてしまえば、いくら塀をつくってもだめだとか、その下を歩いていたらだめだと言われるぐらいですから、そのところをちゃんとしてほしいと思うんです。

それにかかわって、コンビナートの人も一緒になっての避難をする実地ということはされる、仕事をしている人たちも一緒になって。全市的なというか、沿岸地域なら沿岸地域、

ある地域を大きく区切ったの、避難をしてみるという計画はあるのでしょうか。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

コンビナート地域を含めた地域住民との訓練ということであろうかと思うんですが、地区によって、港地区のほうでコンビナートを含めた地域全体の訓練ということをやられたということで、私もちょっと立ち会ってはおりませんが、聞き及んでおります。

他の地域については、コンビナートはコンビナートで各社ごとに防災訓練はやっておられるということと、コンビナートの特別訓練ということも、防災の日にちなんだときに大きな訓練をやっていただくと。ことしにつきましては、霞地区のほうで東ソー事業所と海上の合同防災訓練をやられるということになっております。

ただ、今言いましたように、地域との訓練というのは、今までの現状としては、数多くやったということはないということじゃないんですけども、数少ないということでございます。

以上です。

山本里香委員

避難については、昼間の状況と夜の状況と違ったり、いろいろすると思うんですが、特に大きな事業所を抱えるところでは、今までの訓練はポイント的にはされているとは聞いていますけれども、その事業を停止してまでというのはなかなか実際にはできないことで、本来の何か起こったときの動きとは全然予想もつかないと思うんです。だから、それをきっちりと。そういうことはきっちりと情報集約をして、事業所が参加した訓練で動く人は一部であっても、それから掛ける何倍できちんとしたイメージをつくって、そして、それが住民や働く人の避難誘導、避難場所ということをきちんと確保できるようなことをしないと、とても見えてこないというふうに思いますので、想像を絶するようなことになると思いますから、そのところをきちんと取り組んでいくべきだと思います。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

今、早くから取り組みをしている港地区の例も出ましたけれども、私も中消防署長のときに訓練を実際に見せていただきましたが、千歳町を中心に逃げ場のないところ、企業の方も一緒に集まっていただいて、地区と一緒に検討し、どうするというのもやっていますので、あの辺の中心になるのは住友電装株式会社が津波避難ビルになっておりますので、あそこを中心に活動されましたけれども、そういう意味では、その先例もあるわけなので、今、考えておりますのは、防災会議の中で、沿岸地域でコンビナートの事業所と地区の住民の方と、それから防災関係機関を含めて、リスク協議会的なものをつくって、本当にふだんから地区で取り組んでいただく部分もありますし、全体の協議もしていただく場をつくって、そういった大きな避難、それから、防災の問題に取り組んでいただく場をつくると、そんなことで今進めておりますので、年度内にはそういった形をつくっていききたいと、その中でいろんな議論もしていただけたと思います。ただ、それは待っておれませんので、地区ごとに地区防災組織の連絡協議会もできましたので、そこでの一つの取り組みも紹介いただきながら、できることから進めていきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

#### 山本里香委員

前回はコンビナートの問題点で、震災対応はどうかと指摘をさせていただいたときに、今までのところは、きちんと基準が守られて、壁がつくってあるから大丈夫というようなことを言われたけれども、実際、気仙沼市の話なんかを、写真なんかを見ると、火災は確実に民家を襲っていますね。出島だったから大丈夫というのは一部の部分であって、タンクからの流出の、それはいろんなタンクがありますけれども、ガソリンスタンドのタンクだってタンクなんですけれども、そういうようなところからの火災というか、押し寄せてくる火災というのがあるということも厳然とあるわけですので、それにやっぱり目を覆ってはいけないと思います。今のところ大丈夫って、大丈夫なようなことは絶対ないと思いますので。

#### 早川新平委員

冒頭で小川委員や、それから委員長がおっしゃっていた夜間に関して、さっきもちょっ

と計算していたんだけど、24時間で1週間として168時間、職員が昼間にいるのは8時間として、週5日で40時間、約4分の1が日中という。それ以外の約4倍が夜間とか、行政が機能しにくい場所があるので、そこをやっぱり考えないと、今こうやって日中を基準にしているけど、約4倍近く、夜間とかに起こる可能性がある。そこに対して、私は小川委員にはものすごく賛同しているんだけど、消防署というのはやっぱり365日、24時間やっているの、そののこのところを利用していかないと、今、机上の論議でこういうふうに組織をつくってあります、こういうふうにする予定ですよというんだけど、夜間だと非常におくれる可能性があるというふうにもものすごく危惧しております。

現実に、今、山本委員がおっしゃったようなコンビナートの火災に関しても、日中だったら目視もできるんですけども、夜間であれば、赤い火がもし上がっていたとしても、ピンポイントで目視では設定できないというのがある。

それから、いろんなところで防災訓練を行っていただいて、これは地域で特性があるので、いろんなやり方でやってもらっているの、そこを把握しろということは、僕はする必要はないと思っているんですけども、行政がやらなければならないことというのは、やっぱりやらないと。

先日も議会報告会で塩浜地区のほうにお邪魔したときでも、磯津地区の実態ということをお話させていただいて、津波避難ビル、津波避難ビルというけど、現実にそこはないんだと。そこに対しては、行政がやっぱり手を打たなければならない。そこだけは早急にもやらないと、防災訓練をやったって、逃げるところがないのに防災訓練をやる必要がないんですよ。そこはビルがなくて、津波避難ビルがないという形はもうわかっているわけだ。行政は絶対につかんでいるので、そこだけは、インフラ整備もやらなければならないところもあるので、それは早急にやらないことには、オール四日市市で考えたら、津波避難ビルは200カ所目指していますよといったって、それが適応しないところに言っても仕方がないんだよな。現実には、津波避難ビルを、先週だったか、七十何カ所で、実質には協定を結んでいないけれども、人道的支援で、来ていただいたら当然あけますよとか、自由に来てくださいというところがあるので、なくっても、人道的な場合だったら、いや、入れませんって、誰も断らないですよ。

だから、先ほど小川委員が言った富洲原中学校にしても、校長が、もう夜間には割ってくださいよということをお話で言ってもらっているんだよな。だから、誰かが鍵を持って

いるとか、そんな悠長なことを言っていないので、せっぱ詰まっているので、そのところは、避難訓練をするときでも、例えば小学校、中学校がなっているところであれば、その場で、夜間とか、そういうときだったら、人命第一ですので、割ってくださいよということを伝達してあげないと、その指導だけを行政がやらないことには、あとの指導方法は地域の特性があるので、地域の方が一番よくやっているの、自治会の方を中心にやってもらっているの、行政しかできない部分は、やっぱり行政がやらしてもらわないと、絵に描いた餅になると思うので。

だから、一つは夜間のことと、それから訓練にしても、僕は、訓練はミスしてくださいとよく言っているんですよ。ミスをすることによって、やっと問題点が出てくるので。だから、そういったところで行政がやらなければならないことは行政がやってください。早急に、時間は待ってくれないので、そこだけはやっていただきたいと、お願いします。また要望だけど、これは要望どころではなしに、早急にやらなければならないことだと思っているんだけどな。

何かあれば言ってください。

#### 吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

今、特に避難の中でも津波なので、津波避難ビルという問題だと思うんですが、ないところは避難施設をつくるというふうな形を、津波避難タワーという形になってこようと思うんですが、その辺は地域とご相談して、できるだけいい場所の選定もして、ことし調査をするという形になっておりますので、防災拠点倉庫とあわせて、調査の中でできるだけ抽出をして、早急に始めたいと思います。

ただ、本当に、自助共助で避難をしていただくという大前提のもとに、先ほども確認をさせていただいているんですけども、やっぱり大きな揺れがあれば津波が来るという大前提で逃げていただくと。逃げるについては、いろいろ方法論もこれから検討するという部分もありましたけれども、やはりそれは自助共助で逃げる部分で、そういう整備をするという部分では津波避難タワーであろうしですね。

ただ、その部分でも、なかなか津波避難タワー自体も、本当に構造的には強化しても、上に乗れる人数というのは限られてまいりますので、それを本当にたくさんできるかとい



うと、そういう部分もありますし、そういう部分では、避難の仕方もありますし、あるいは、津波避難ビルだけではなくて、個々の逃げられる場所をまた探していただくとか、これ、非常に細かい話にもなってきますので、その辺は、逆に、早く避難をできる、ガラスを割るとか、そういう部分では地区防災組織のまとまった種がなぜ必要かというのが、私、一番に感じる場所なので、地区防災組織はやっぱり本当に陸側から沿岸を援助するとか、いろんな形の中でも共助の部分も必要になってきたので、そういったものも含めまして対策をとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。回答になりませんが、よろしくお願ひいたします。

早川新平委員

こちらこそよろしくお願ひします。強く要望しておくわ。それ以外ない。行政がやらなければならない部分は早急にやって、民間の方が自分たちでできることは民間に任すという。そのことだけ、すみ分けだけきちっと考慮していただきたいです。

以上です。

荒木美幸委員

今、早川さんがすみ分けという言葉が使われたんですが、私も少し感じていたことは、すみ分けといいですか、できることとできないことがやはりあると思うんですね。行政の役割として、責任として、もちろん最大やるべきことをやっていく。ただ、物理的に難しいこともたくさんあると思うんですよ、私は。それを時には、これはできないからお願いしたいという姿勢で、自助力アップの観点からも、しっかりと行政がその辺は伝えていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。

例えば最悪なパターンを考えれば、三連動の地震が来たら、日本の3分の1が被災する可能性があるというデータが出ています。そうすると、消防も警察も行政も全部被災されて、今までいろんなことを計画しても、全部できないという状況が起こり得る可能性が高いということですね。そうなってくると、これからやはり地域に入っていく中で、教育もそうですし、訓練もそうですけれども、最大行政がやるべきことはお手伝いをするけれども、その中で自立をしてくださいということですよ。個人も自治会も企業もそうです。そういう伝えるというんですか、指導というところちょっとおこがましくなりますけど、そこ

のところを私は謙虚に、ここはお願いしたいと、自立してほしいんだということを伝えて、しっかりと言い換えればいいんじゃないかなと思うんです。

あと、マニュアルであったりとか、地域の防災計画など、これからやっていく中で、もちろん指導という観点、アドバイスは必要だと思います。ただ、今、山本委員もおっしゃいましたけど、地域性もありますし、その地域は地域の方たちが一番よく知っています。地域の特性であったり、あるいは地形であったりとか、いろんなことをよく知っていますから、ある程度は特性を持っている地域に任せて、その中で指導していくというスタンスをとって行って、どんどん中まで入って行って、きめ細やかにというのは、私は無理があると思うんですね。そこは無理をしないで、しっかりとその辺、責任放棄ではなくて、役割分担を、すみ分けをさせていただきたいんだというような伝え方をしっかりとしていく必要があるんじゃないかなとすごく思います。

これは意見なんですけど、済みません。

#### 吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

ご指摘のとおりで、減災という意味では、100年から150年、レベル1の災害を何としてもやる部分は非常に、公助の部分は多いと思います。ただ、今おっしゃったように、三連動、それから、三連動が起これば内陸の直下型が同時に起こるという可能性もありまして、そういう意味では、想定外は許されないんですけれども、本当に実際には公助が動けないという部分も非常にたくさんあると思います。そういったものも十分、減災という部分でお伝えもしながら、何度も言いますが、今、地区防災組織、一つにさせていただいたという部分では、本当に行政と顔の見える身近な中で話ができる部分もありますので、私は本当に何度か年間に集まっていただいて、あるいは、地区ごとに協力体制をとっていただいて、自助共助の部分を広げるという部分も非常に多くございますので、ただ、避難所の運営とか、避難所の整備とか、そういうことは本当にやっていきたいと、やっていかなければいけないと思っていますので、その辺、十分連携というものを言葉に終わらせないで進めていきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

竹野兼主委員

済みません、おくれてきて申しわけありませんでした。

確認だけしたいんですけど、地区防災組織のほうから災害時要援護者ということで、高齢者世帯、それから、障害者世帯という形でありますよね。

実は、この前、都市・環境常任委員会の議会報告会の中で、手話の方、難聴者という、さまざまな障害の種類があって、伝達しようと思っても全く聞こえない状況の中で、地震が起こったら揺れるのはわかるけど、どうすればいいのかというような、細かな障害別の部分での方法みたいなというものはつくっていかないとだめだと思うんですけど、そういう部分の内容の、今すぐにつくれという部分ではなくて、そういうことがあった場合の状況においての方法みたいなものは、マニュアル的なものというものは、この中でつくっていく予定にあるのか、それとも、もうできているのかということだけ。そういうことがありましたでしょうか。そここのところの確認だけさせてください。

内系危機管理室室付主幹

危機管理室内系です。

おっしゃられるように、災害時要援護者と呼ばれる方、障害をお持ちの方でも、内部疾患の方で目に見えない場合、目が見えないとか、耳が聞こえない、いろいろパターンがあって、もっと広く言うと、おなかの大きい妊婦さんであるとか、小さいお子さん、外国人の方という形で、災害時要援護者はすごい幅が広いというところは、こちらのほうで理解はしております、災害時要援護者の支援制度、支援活動、台帳整理のほうで平成18年から始まっているんですが、途中で、支援する側もどうしたらいいのかわからない。逆に、される側としては、何を普段から気をつけておけばいいのかというところが話が上りましたもので、平成21年度末だったと思うんですが、災害時要援護者用の支援される側とする側のマニュアルといったものを整備させていただいて、民生委員を通じてとか、各地区市民センターで活用していただくような形で、一応、今はさせてはもらっております。

ですので、新しく台帳を整備された方についてはお配りをしたりという形で、当然、支援する側についても、その方がぱっと見た感じ、耳が不自由な方であるとわからないというところがあるもので、そういった方についてはどういったことに気をつけていただくとかということが書いてあったりとか、逆に本人にとっては、ご自分にとっては何が不便だか

ら、ふだんからやっぱりコミュニケーションをとって、そういったことを伝えていないと情報がもらえないという可能性があるというようなことを書いてあるようなマニュアルについては、一応整備のほうはさせてもらおうかなと思います。

ただ、マニュアルをつくっただけではというところがありますし、災害時要援護者の活動については、以前から言われているような形で、実的に動かないでは意味がないということはこちらのほうも理解しておりますので、特に地域の方については、災害時要援護者なんかのそういったようなマニュアルとか、訓練等も積極的に考えていただきたいといったところで……。

小林博次委員長

もっと大きな声で言わないとわからないじゃないか。

内糸危機管理室室付主幹

済みません。そういったようなところで、地域のほうには進めさせてもらっております。以上です。

竹野兼主委員

そうやってつくってもらってあるということを確認させていただいたので、議会報告会のときに、私たち難聴者にとってどうすればいいのかというふうに聞かれたときに、村上委員も一緒にいらっしゃったときに答えられない部分がやっぱりあったわけです。だから、こういうことがいかにリーダーたる者のところにそれをしっかりと認識してもらうこと。今言われたみたいに、地域にそういう方がいらっしゃるとい個人情報の部分でなかなか伝わらないところをきちっと押さえられるような、それこそ条例的なものなのかもしれませんし、法律の中での中身を少し検討して、本当にその人たち、障害者の人たちが困るだろうということをその周りのところに認識して、今言われた調査してある部分についての周知をしっかりとさせていただくことが重要だと思いますので、この方法についての検討なり、それから、新しい方法をぜひこの防災対策調査特別委員会の中での一つの大きな重点施策に必要ではないかなと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

小林博次委員長

マニュアルが考えられているわけだね。それでも、実際に耳が聞こえない人たちは、どうやってしたらいいのかという質問が出るということは、わかっていないということだろう。きちっとマニュアルがあって、障害者本人が理解していたら、その質問は出ないんだね。だから、全くわかっていないというのが現状だから。

きょうはもう時間がありませんが、どうやって避難をさせるのかというところで、もうちょっと具体的に、組の単位ぐらい、自治会でいうと、きちっと対応をしないといけないと思っているんだけど、そういうあたりを考えてマニュアルを含めて、何か資料が出るなら資料を出してください。多分資料がないと思うんだけど、考えてつくって、たたき台を出してもらうことが実は次へつながっていくことに。

大きい声で答弁してくださいよ。

石川副参事兼危機管理室長補佐

石川でございます。

逆に、塩浜地区の地区防災隊の方から、危機管理室のほうに今年度、実はご紹介がございまして、難聴者の団体、障害者の団体の中で、実際、3.11以降、どういうふうに避難したらいいか、逆に自分たちが障害を持っていることを地域にわかってほしいというご相談がございまして、自分たちの団体としても積極的に地区の防災訓練に行って、どういう手だてが必要かというのをわかってほしいと。

今までは、どちらかというと、家に引きこもりがちで、なかなかそういう防災訓練というものは遠慮して出られなかったんですけどということで、ご相談に見えまして、うちのほうで各地区の総合防災訓練、地区の防災訓練はいつありますという計画はそれぞれの地区から上がってきておりますので、ぜひ積極的に、会の中に、団体の中に参加していただきたいということで、情報提供ということで、その会の中の代表にまず送りまして、その中で広めていっていただいて、できるだけ近くの、実際、本当に周りの人にわかっていただくというのが大事ですので、そういうこと。

逆に、支える側についても、どういう手だてをその人にはすればいいのかということも大事なことなので、お互いが理解できるようにということで、一つ一つですけれども、積

み重なっていくのが大事な事かなというふうには、地域の中で理解し合うことが今後も進んでいくのが大事な事なんだなというふうに思っておりますので、こういうことを進めていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

小林博次委員長

そうすると、地区の単位で、障害者みずからこんなふうな対応をしてほしいということが出てきているわけね。それをどんなふう計画に織り込んだわけ。

石川副参事兼危機管理室長補佐

うちの計画の中では、各地区の自主防災隊の活動の中に、それぞれでマニュアルをまず、自主的な避難の仕方とか、町単位での避難の仕方、そういう災害弱者への対応の仕方という中でマニュアルをつくれます。うちの計画の中としましては、市としましては、そういう自主防災隊の自主的な動きに対して支援を行う、そういう形で計画のほうに盛り込んでいきたいと思っております。

小林博次委員長

支援を行うって、誰が支援するのか。

石川副参事兼危機管理室長補佐

市が各地区の自主防災隊でそういったマニュアルをつくれる中でのアドバイスでありますとか、あるいは……。

小林博次委員長

マニュアルづくりを市が支援すると言っているわけね。

石川副参事兼危機管理室長補佐

そうですね。

小林博次委員長

避難を支援してあげるわけじゃないわけだね。

石川副参事兼危機管理室長補佐

全ての地区を市がそこへ行って援助できるわけではございませんので。

小林博次委員長

わかりました。

小川政人委員

さっきの障害者の団体の長の方に訓練予定日を教えられたということなんだけど、逆に、地区のほうにも、障害者の方たちからこういう申し入れがあったので、次の防災訓練にはそういう方たちを取り入れて計画をやってくださいよとかいう話はされていないわけ。今の返答だと、そう捉えたんだけど、そうですね。

だから、障害者の人たちだけに訓練日はいつですよという話をするだけではだめなので、あくまで訓練を主催する側にも、障害者の人たちからこういう要望があって、ぜひ一緒に避難訓練を考えてもらえませんかということを伝えないと、一つだけのことで、広がりが無いもので、そこはこれから注意して、そういうように片一方だけにこたえるだけじゃなしに、どう生かしていくかということをご検討してほしいなと。

小林博次委員長

それと、さっきからずっと出ている障害の程度もあるし、それから、妊婦であったり、地震発生ときにけがをされたり、さまざまな問題が出てくると思うんだよね。そういう非常に弱い人たちに対してどんなふうに避難をさせていくのか、この体制づくりが極めて大事な部分になるかと思うんだわ。そのあたりの考え方が、全体としてマニュアルで決まっているわけか。考え方として、例えば非常体制がとられた段階で、地区市民センターには緊急分隊員が配置をされて、当然、同時に避難が始まるんだけど、そうすると、弱い人は誰が、どんな人たちが助けるわけか。それはあらかじめ、連合自治会の単位で決めておきなさいよと、こういうことになるわけね、具体的に。

その辺がきちとなっていないと、実際に起こったとき、訓練はおろか、避難もできな

いということになってしまうので、中央防災会議が車を使って避難していいよという話が出たけど、テレビで見たり聞いたりする範囲で、東日本大震災で車が邪魔で渋滞して逃げられなかったというのは報告がいっぱい来ておった。それから、これ、液状化で車なんか走れなかったよという話を昭和19年のときの地震のときの人たちの話として、どの辺が液状化したか、まだ聞いていないけど、だから、車なんて通れなかったという話だったんだけど、勝手にそんなふうで車で逃げられるとか思うと、とんでもないことになりませんか。それから、1時間もあると、恐らく緊急車両以外は通行どめになるので、実際に通ろうと思ったが通れない、車なんて役に立たないということになる危険もあるわけだね。

だから、その辺、総合的に、きょうは時間的にもないので、また、考え方をちょっと議論していただいて、ここで論議するたたき台みたいなもので結構ですから、地区でどんなふうに対応するか。どの程度の計画までいっているか。中でも防災隊、地区防災組織とか、僕も隊員のはずなんだけど、何年も前からどこへ行っていいのか全然わからないわけだけど、だから、機能しているところとしていないところもあったり、もう一回、それをきちっと見直す必要があるので、そのあたりも含めて、どうやって避難をさせるのかと。

それから、どこへどれくらい避難。地区の中では、どの組は、例えばこの辺で本町プラザの何階に避難しますということを決めているところがあるわけね。でも、みんなが同じように決めていたら、そんなに入らないわけだよ。だから、それはやっぱり地区で全部つかむ。どこはどこへ、それはたくさんいるから、こっちへ行けとか、万が一そこが壊れたらここですよというものを段取りしておかないとまずいと思うんだけど、その辺も含めて何か考え方があればたたき台をつくってください。

あと、ほかの委員から、何かあれば。

中村久雄委員

今、委員長がおっしゃっている車での避難のその辺の整理の仕方ということをつたき台にという話でしたけど、それにあわせて、コンビナート企業が、今どうやって避難、防災だったり、避難の仕方を考えているのかということが、例えば塩浜地区でしたら、コンビナート企業も逃げないといけません。従業員も逃げないといけません。それをどういうふうに考えているのかとあわせてこの住民の避難も考えていかないと、住民はとことこ歩いていたら、コンビナート企業からだーっと走ってきてもということもあるので、その辺も



一緒に検討できる、そんなことのたたき台というか、今、こういうことが確認されていますよということで結構ですから、出していただきたいなと思います。

以上。

村上悦夫委員

関連してですけれども、地区防災計画の中で避難訓練をしている地域、していないところ、わかれば、次回、資料を出してもらいたい。

それと、実際に自助共助ということが非常に大事だと思うんですが、被害が想定される内容によって、それぞれの地域で問題が変わってまいります。私どもの地域ですと、やっぱり防災訓練も6年ぐらい前から、各組単位で第一避難場所、そこで老人や動けない人があると、一応確認して、異常ありませんという報告をします。それが次に、町単位で集まる場所。そこでも集計をとって、それから、地区市民センター、もしくは学校へ避難すると。全体的に防災意識を向上させるためにそういう方法を取り入れているんですけれども、毎年、参加戸数が上っております。本年度、3700世帯の方がかかわったと、こういうような実績を持って、今、八郷地区は訓練をしております。

こういった訓練の手法、そういうことも地区防災計画の中に、各地区のそれぞれ状況は違いますけれども、そういう隣近所の助け合いから、全体に安否を確認するというのを、やっぱり行政のほうもそれぞれの地域で防災計画、避難計画をされている、その内容をまず知る必要があるんじゃないかと。それぞれ対応していくのは、行政がやるべきことは、そういった地域地域によって特色のあるところにどうアドバイスして集約していくかというような観点で指導すべきところは指導する。

ほとんどがもう地域の自主防災隊というのは、日ごろそういった点について、非常に具体的な計画を立てていただいていると思うんです。そのことをまず知った上で、次のステップとして、行政としてはこういうふうな形態を全地区で統一していただくといいかなとか、そういう集約して、なすべき仕事というものは行政で出てくるだろうと思うんですね。

それで、その実態を、どういう状況であるか、例えば、小川委員の地域は、避難道路はこういうふうに仕分けするんだとか、あるいは、車では避難するなといっても、車で避難される方がみえると思う。そうすると、津波を想定すれば当然高台ですから、西方向、西北方向に、これは車で移動しても一方通行ですよ、避難するのだから。だから狭い道路で

あっても、一方通行で避難していくんですよ。

ところが、歩いて、駆け足で行く人たちに対する避難道路というのは、既存の道路でどう示すべきだという問題については、各地区防災計画の中で想定されるところもあるでしょうが、やっぱり四日市市としては、例えば富洲原地区、富田地区で、こういう経路で考えていると。しかし、それを接点でもっていくと混雑をすとか、いろいろ問題が出てくると思うんですが、そういう具体論については、やっぱり地区防災計画の内容を知って、そこで対処していくという考え方を持っていかないといけないと思うんです。

まず、それで言いたいのは、そういった避難訓練をなされている地区がどれだけあって、ない、ただ放送だけであるということと、実際に訓練しているところ、それをちょっと知らせてほしいと思う。終わります。

小林博次委員長

そんなことで資料をよろしくお願いします。

議論としては、きょうの議論はこれで終わらせてもらいたいと思いますが、あと、次の日程をちょっと。10、11月の日程だけ押さえないなと思います。今、配らせてもらいたいと思います。

ずっと日程を拾いましたが、この中で、10月は12日、それから、15日、17日、18日、19日、ここで一区切り。それから、25日、26日で一区切り。それから、10月30日、31日、11月1日、2日で一区切り。それから、11月6日から7日、8日、9日で一区切り。それから、11月20日、21日で一区切り。それから、11月の26日、27日、28日で一区切り。この中から1日ずつ選んだらどうかというふうに考えているんですけども、海外視察も10月12日、15日、17日、18日には入ってくるみたいですが、若干ご無礼して進めさせてもらいたいと思うんですけど、12日はおりませんか。

小川政人委員

12日から18日ぐらいまで。

小林博次委員長

18日までいない。19日はあいているか。

小川政人委員

19日は大丈夫です。

小林博次委員長

19日、いいですか。19日金曜日、午後。午後1時半。13時半。よろしいか。

(異議なし)

小林博次委員長

それから、25日、26日のうち、どっちにしますか。25日は午後、26日は午前、午後。26日の午前、よろしいか。

議会事務局職員

25日の午前に全4常任委員会があります。

小林博次委員長

だから、何。

議会事務局職員

25日の午前から……。

小林博次委員長

だから、今、26日の午前と言ったんだから、関係ないだろう。

25日の昼からにしたいということか。よろしいか。25日の昼から。

山本里香委員

25日の昼から。

小林博次委員長

そうです。1時半ね。

それから、10月30日、31日、11月1日、2日のうち、前が25日だから、31日か1日か。31日、どうですか。午前中。よろしいか。

(異議なし)

小林博次委員長

では、10月31日ね。

それから、11月6日から9日。前が10月31日ですから、どれでもいいか。11月7日、午前、よろしいか。

(異議なし)

小林博次委員長

では、11月7日。

それから、11月20日、21日は。火、水、午前でも午後でも。20日にいきますか。

(異議なし)

小林博次委員長

そうしたら、11月20日、午前。

それから、11月26日、27日、28日。真ん中ぐらい、27日ぐらいにしますか。28日。28日かどうか。よろしいか。28日の午前ですか。11月28日の午前。

(異議なし)

小林博次委員長

では、再確認します。

10月19日、午後1時半。それから、10月25日、午後1時半。それから、10月31日、午前10時。11月7日、午前10時。11月20日、午前10時。11月28日、午前10時。これをそれぞれ委員会とさせていただきます。

〔次回以降の日程は、10月19日、10月25日、10月31日、11月7日、11月20日、11月28日と決定する。〕

小林博次委員長

では、とりあえずきょうの委員会はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

12:05 閉議